



条 例 改 正 新 旧 対 照 表

議案第 6 5 号 丹波篠山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和 8 年 6 月 2 5 日

丹 波 篠 山 市

丹波篠山市消防団員等公務災害補償条例新旧対照表

現行	改正案
(葬祭補償) 第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>3 1 5, 0 0 0 円</u>に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第 1 8 条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合においては、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、<u>3 3 0, 0 0 0 円</u>に補償基礎額の 3 0 倍に相当する金額を加えた金額を支給する。